

東京大学分子ライフイノベーション機構内規

平成28年 1月28日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学分子ライフイノベーション機構（以下「本機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 本機構は、東京大学がライフ・エネルギー分子技術に関する研究（以下「当該研究」という。）にかかわる研究者を結集して、関連部局及び国内外の研究機関や企業と連携し協力を図ることで、一体となってイノベーションを持続的に生み出す体制を推進することにより、高度な産業製品や低コストな医療を負担が少なく誰もが入手可能となり、成果物の輸出から雇用を増やすとともに、社会・産業改革の推進に活用する創出拠点を目指し、もって快適・健康長寿社会に資する産業と医療の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本機構は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる研究事業を行う。

- (1) 当該研究にかかわるイノベーションの創出及び社会発信に寄与する部局横断的な産学連携研究の推進
- (2) 前号に掲げる産学連携研究の社会実装を加速する国内外における企業等との共同研究の推進
- (3) 分子ライフイノベーション棟における研究環境強化及び関係組織との連携の推進
- (4) 当該研究にかかわる若手研究者の育成、キャリアパスの支援
- (5) 当該研究に関する国内外の研究者交流の推進、シンポジウムの開催
- (6) 当該研究に関する情報の発信や社会的課題等への対応
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織等)

第4条 本機構は、別表に掲げる部局の当該研究を推進する本学教員等をもって構成する。

- 2 本機構に、機構長及び副機構長2名を置く。
- 3 機構長は、別表に掲げる部局の教員のうちから、次条第1項に定める総括委員会の推薦に基づき、総長が指名する。
- 4 副機構長は、機構長を補佐するものとし、別表に掲げる部局（機構長の所属する部局を除く。）の教員のうちから、機構長が指名する。

- 5 機構長及び副機構長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、1年とする。
- 6 本機構に、特任教員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。
- 7 前項の特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

(総括委員会)

第5条 本機構に、その運営及び研究推進等に関する重要事項を審議するため、総括委員会を置く。

- 2 総括委員会は、別表に掲げる部局の長又は部局の長が推薦する当該部局の教員若干名をもって構成する。
- 3 機構長は、必要に応じて本学教職員のうち若干名を総括委員会の委員として加えることができる。
- 4 総括委員会の下に、常置の委員会として運営委員会及び研究推進委員会を置く。
- 5 前項のほか、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、総括委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 本機構に関する事務は、医学部附属病院で行う。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、本機構の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

別表

工学系研究科
理学系研究科
医学系研究科
医学部附属病院